

# ○男鹿地区消防一部事務組合職員の懲戒処分

## 公表基準

令和2年2月12日

基準第1号

### 1 目的

この基準は、懲戒処分の内容を公表することにより、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の再発防止を図るとともに、公正で透明な消防行政運営の実現を目指すことを目的とする。

### 2 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

### 3 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

ただし、社会に及ぼす影響の著しい事案については、氏名を公表できるものとする。

### 4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

### 5 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。

### 6 公表方法

報道機関への資料提供その他適宜の方法によるものとする。

### 附 則

この基準は、令和2年3月1日から施行する。